

田布施町下水道事業経営戦略

(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

田布施町建設課

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と目的	
(1) 背景	1
(2) 目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2

第2章 下水道事業の現状と分析

1. 下水道事業の現状	
(1) 事業概要	3
(2) 普及状況	3
(3) 管路・施設	3
(4) 有収水量・下水道使用料	3
(5) 流域下水道維持管理負担金	5
(6) 収益的収支	5
(7) 資本的収支	5
(8) 企業債	6
(9) 組織	6
(10) 民間活力の活用等	6
(11) 広域化・共同化・最適化	6
(12) 使用料体系（税込）	6
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	7
(2) 有収水量の予測	8
(3) 使用料収入の見通し	8
(4) 施設の見通し（資産規模および更新需要）	10
3. 現状の財務分析	
(1) 経営比較分析表による分析	10
ア 経営の健全性・効率性（指標別分析）	
イ 老朽化の状況（指標別分析）	
(2) 近隣自治体との比較	14

第3章 投資・財政計画（収支計画）

1. 試算条件	15
2. 収益的収支の見通し	15
3. 資本的収支の見通し及び投資についての説明	16
4. 財源に関する説明	16
5. 総括	17
（資料）投資・財政計画	18
（資料）原価計算表	20

第4章 経営の基本方針と経営健全化への取り組み

1. 経営方針	21
2. 経営健全化への取り組み	21

第5章 経営戦略の事後検証・改定

1. 事後検証	23
2. 経営戦略の改定	23

第6章 用語集

25

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の背景と目的

(1) 背景

本町の公共下水道事業は、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的として整備を進め、平成3年度より事業着手し、平成8年度に供用を開始した。その後、段階的に整備区域を拡大し、現在では一定規模の処理区域を有する生活基盤施設として定着している。

一方で、下水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化している。人口減少の進行、節水型機器の普及、生活様式の変化等により、有収水量は横ばいから減少傾向にあり、使用料収入の伸びは期待しにくい状況にある。加えて、物価上昇やエネルギー価格の上昇、維持管理委託費の増加などにより、維持管理コストは上昇傾向にある。

本町の下水道は流域関連公共下水道であり、終末処理を県の流域下水道に依存している。このため、流域下水道維持管理負担金の改定は、町の収益的支出に直接影響を及ぼす構造となっている。令和8年度以降、負担金の大幅な増額が予定されており、経営への影響は避けられない見通しである。

また、供用開始から約30年が経過しつつあり、初期に整備した管路施設は更新時期を見据えた維持管理段階へ移行している。今後は、更新需要の増大と投資の平準化が重要な課題となる。

(2) 目的

本計画は、これらの環境変化を踏まえ、公共下水道事業を将来にわたり安定的かつ持続的に運営するための中長期的な経営の基本計画として策定するものである。施設の現状、需要動向、財務状況を多面的に分析し、投資見通しと財源見通しを統合した投資・財政計画を示すことで、経営基盤の強化を図ることを目的とする。

併せて、料金水準の妥当性検証、維持管理の効率化、更新投資の平準化、民間活力の活用等の施策を体系的に整理し、実行可能性の高い経営指針を明確化する。

2. 計画の位置づけ

本経営戦略は、下水道事業が将来にわたり安定的に継続するための中長期計画であり、施設・設備投資の見通しである投資試算、財源の見通しである財源試算、それらを統合した投資・財政計画により構成される。

今後実施する整備事業、更新事業、維持管理施策、料金施策は、本経営戦略との整合を図りながら実施するものとする。また、総務省が示す公営企業の経営戦略策定指針に基づき、定量的な収支見通しと経営指標を用いた検証を行う。

3. 計画期間

計画期間は、中長期的な経営基盤強化の観点から10年間とし、令和8年度から令和17年度までを対象期間とする。施設更新需要、流域負担金改定、人口減少の影響が顕在化する期間を含めた見直しを行うことで、実効性の高い計画とする。

第2章 下水道事業の現状と分析

1. 下水道事業の現状

(1) 事業概要

本町の公共下水道事業は、流域関連公共下水道として整備されており、終末処理は県管理の流域下水道処理場において実施されている。町は管路施設及びマンホールポンプ施設の整備と維持管理を担っている。

管渠整備は平成3年度から開始され、供用開始は平成8年度である。汚水管路延長は約68km、整備面積は約291ha、処理区域内人口密度23.7人/haである。地方公営企業法は令和5年度から適用している。

(2) 普及状況

行政人口に対する処理区域内人口の割合は約5割である。処理区域内人口は約6,900人規模で推移している。水洗化率は約98%と高水準であり、接続促進は概ね達成段階にある。高い水洗化率は使用料収入の安定要因である一方、新規接続による収入増加余地が小さいことを意味しており、今後の収益拡大は料金体系および単価の見直しに依存する度合いが高い。

(3) 管路・施設

管路延長約68kmのうち、整備時期は初期10年間で約5割、その後の10年間で約4割、以降で約1割という分布となっている。整備時期に偏りがあることから、将来の更新需要が特定期間に集中する可能性がある。

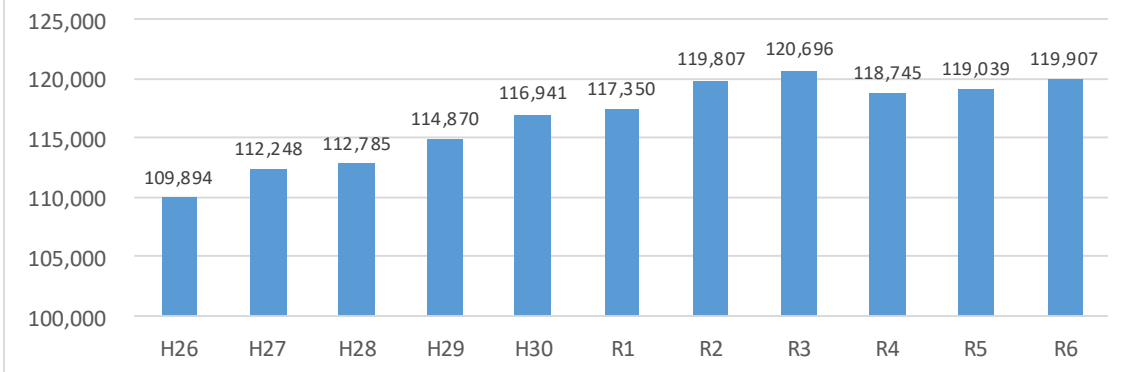
マンホールポンプは14基設置されており、維持管理は民間委託により実施している。機械電気設備は更新周期が比較的に短いため、中期的な更新計画の策定が必要である。

(4) 有収水量・下水道使用料

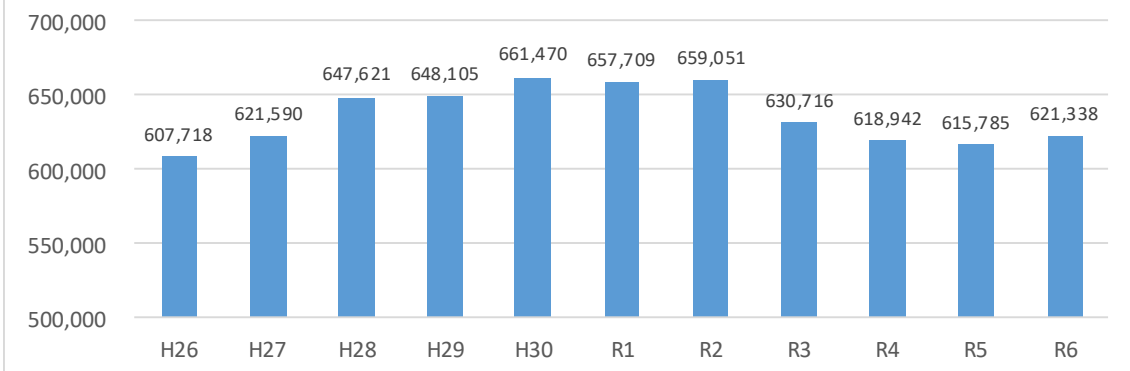
有収水量は過去のピーク年度以降、緩やかな減少傾向にある。人口減少および節水機器の普及の影響が主因と考えられる。直近年度では概ね62万m³前後で推移している。

水量減少は料金収入の伸びを抑制する要因であり、今後の収支見直しにおいて保守的に見積もる必要がある。

下水道使用料収入の推移（千円）



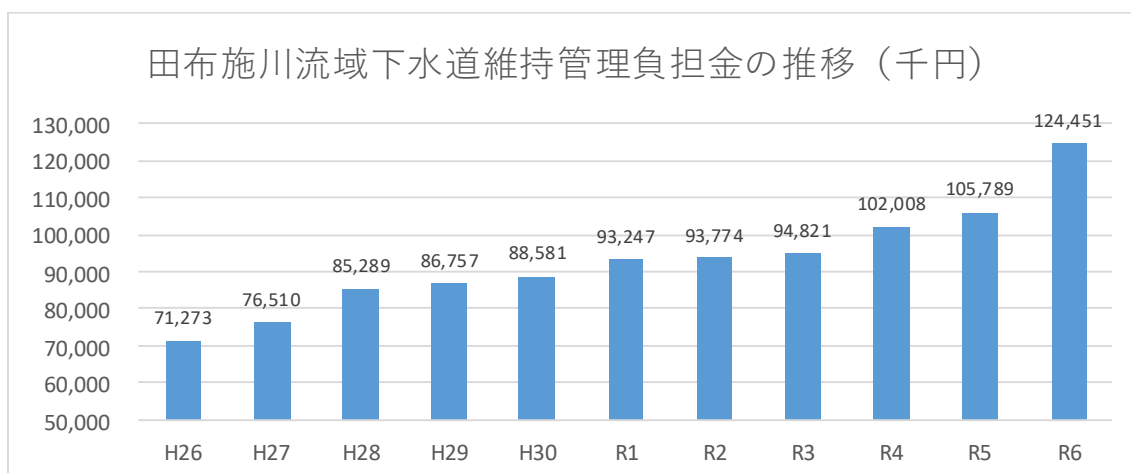
有収水量の推移（m³）



(5) 流域下水道維持管理負担金

流域下水道維持管理負担金は、町の維持管理費の中で大きな割合を占めている。近年は増加傾向にあり、直近では1億円を超える水準で推移している。

令和8年度以降は約2千万円規模の増額が予定されており、その後も5年ごとの段階的引上げが見込まれている。処理水量に連動するため、不明水の影響も含めた水量管理が重要となる。



(6) 収益的収支

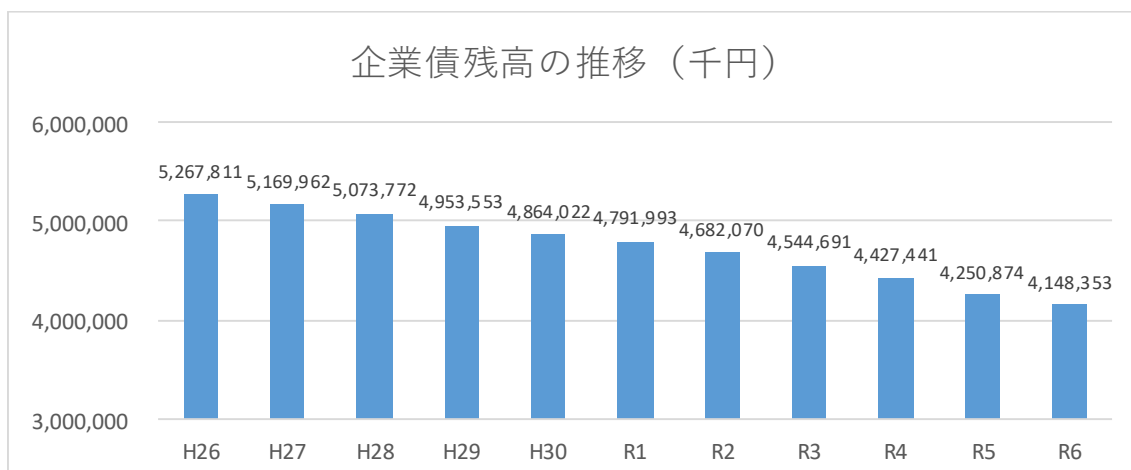
収益的収入は使用料収入と一般会計繰入金が中心である。使用料収入は概ね横ばいで推移しているが、費用側では流域負担金と委託費の増加圧力が高い。料金改定は平成21年度以降実施していない。

(7) 資本的収支

資本的支出は過去の整備期と比較して縮小しているが、今後は更新需要の増加が見込まれる。資本的収支不足額は補填財源により対応している。

(8) 企業債

企業債は整備期に発行したものの償還が進んでいるが、更新投資に伴う再発行の可能性がある。償還額と新規発行額の均衡管理が必要である。



(9) 組織

職員体制は管理部門2名、工務部門2名の計4名体制である。少人数体制であるため、業務の効率化と外部委託の活用が不可欠である。

(10) 民間活力の活用等

マンホールポンプの維持管理は民間委託を実施している。令和8年度より、県と連携し田布施川流域下水道全体でのウォーターPPP（官民連携）の導入検討を行う。

(11) 広域化・共同化・最適化

平成21年度より、下水道使用料徴収事務を田布施・平生水道企業団（令和7年4月以降は柳井地域広域水道企業団）に委託し、料金徴収事務を上水道と一本化した。今後は前述のウォーターPPPと併せて、田布施川流域下水道全体としての事務の広域・共同化を検討していく。

(12) 使用料体系（税込）

8 m ³ まで	1,496 円（基本料金）
8 m ³ 超～20 m ³ まで	203.5 円/m ³
20 m ³ 超～	220 円/m ³

※直近3年変更なし

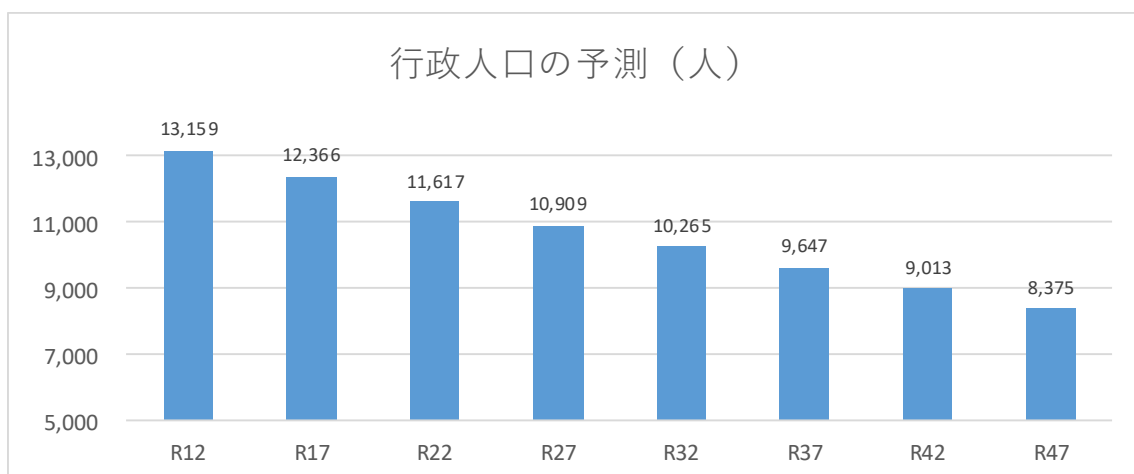
2. 将来の事業環境

行政人口と排水需要、施設の見通し

本町の行政人口は、平成初期をピークとして長期的な減少傾向にある。平成9年前後には約16,700人規模であった人口は、直近の令和7年時点では約14,000人規模まで減少している。約30年間でおおむね15%前後の減少が生じており、人口減少局面にあることが明確である。

人口構成を見ると、男女ともに減少しているが、女性人口の比率が相対的に高い構造が継続している。世帯数については、人口減少にもかかわらず緩やかな増加傾向を示してきたが、直近では横ばいから微減に転じている。このことは、世帯規模の縮小が一定段階まで進行した後、世帯数自体も減少局面に入りつつあることを示唆している。

行政人口の推計には国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と田布施町人口ビジョンで検討した結果、田布施町人口ビジョンを採用しており、平均減少率約1.2%としている。有収水量については令和6年度実績の水量を、家庭使用分と工場使用分に分類し、前述の人口減少率を家庭使用分に適用し、算出している。

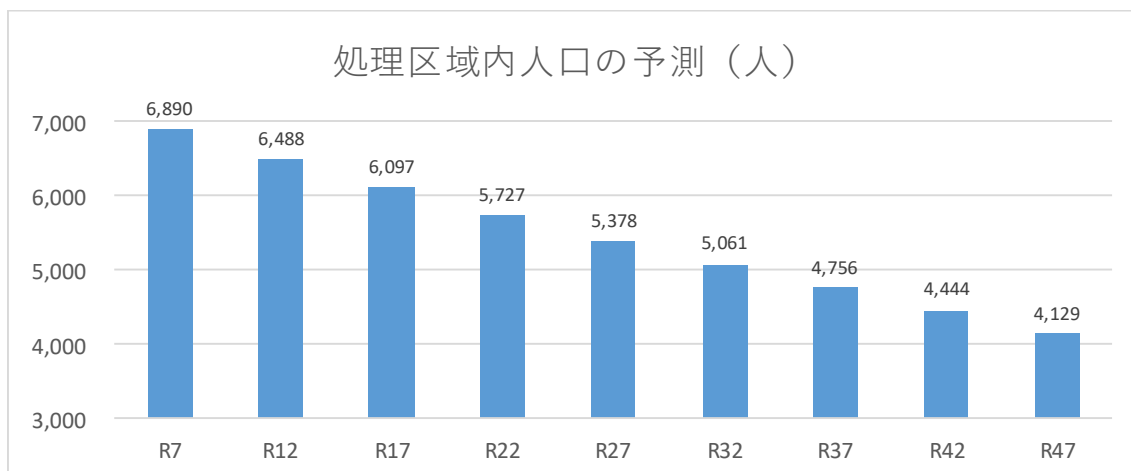


(1) 処理区域内人口の予測

本町の行政人口は減少傾向にあり、処理区域内人口についても同様の傾向が続くものと見込まれる。直近の実績では、処理区域内人口は令和6年度時点で6,890人となっており、過去10年間においても緩やかな減少傾向で推移している。

今後については、行政人口の将来推計に連動し、処理区域内人口も中長期的に減少することが想定される。特に若年層人口の減少や世帯規模の縮小により、接続世帯数の伸びは限定的であり、普及率が既に高水準（約98%）に達していることから、大幅な増加は見込みにくい状況である。このため、本計画期間においては、処理区域内人口は緩やかに減少する前

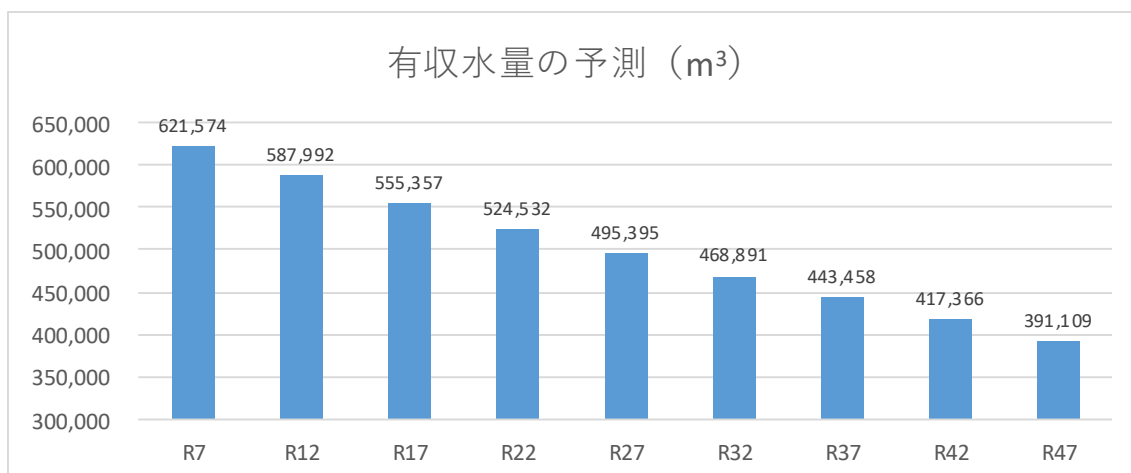
提で事業収支を見通す。



（２） 有収水量の予測

有収水量は、処理区域内人口の動向および1人当たり使用水量により左右される。本町の有収水量は近年60万 m^3 前後で推移しているが、人口減少および節水機器の普及等の影響により、1人当たり使用水量も緩やかに減少する傾向がみられる。今後については、処理区域内人口の減少に比例し、有収水量も中長期的に減少するものと見込まれる。急激な減少は想定していないものの、微減傾向が継続する前提で財政見通しを設定する。

また、汚水事業は概成しており、大規模な新規接続の増加は想定していないことから、有収水量の大幅な増加要因は見込んでいない。

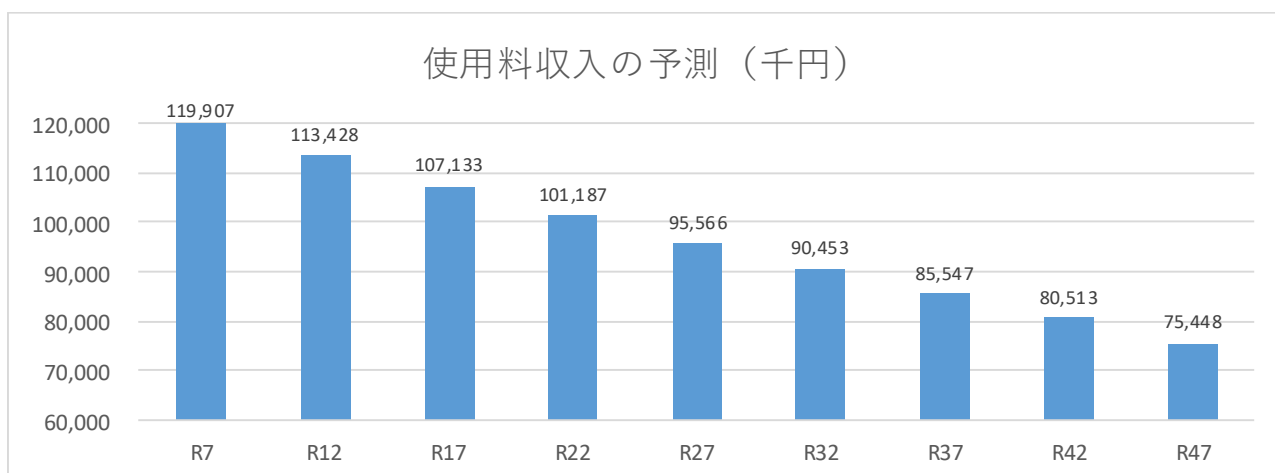


（３） 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量の動向および料金水準により決定される。本町では平成21年度に料金改定を実施して以降、改定は行っていない。

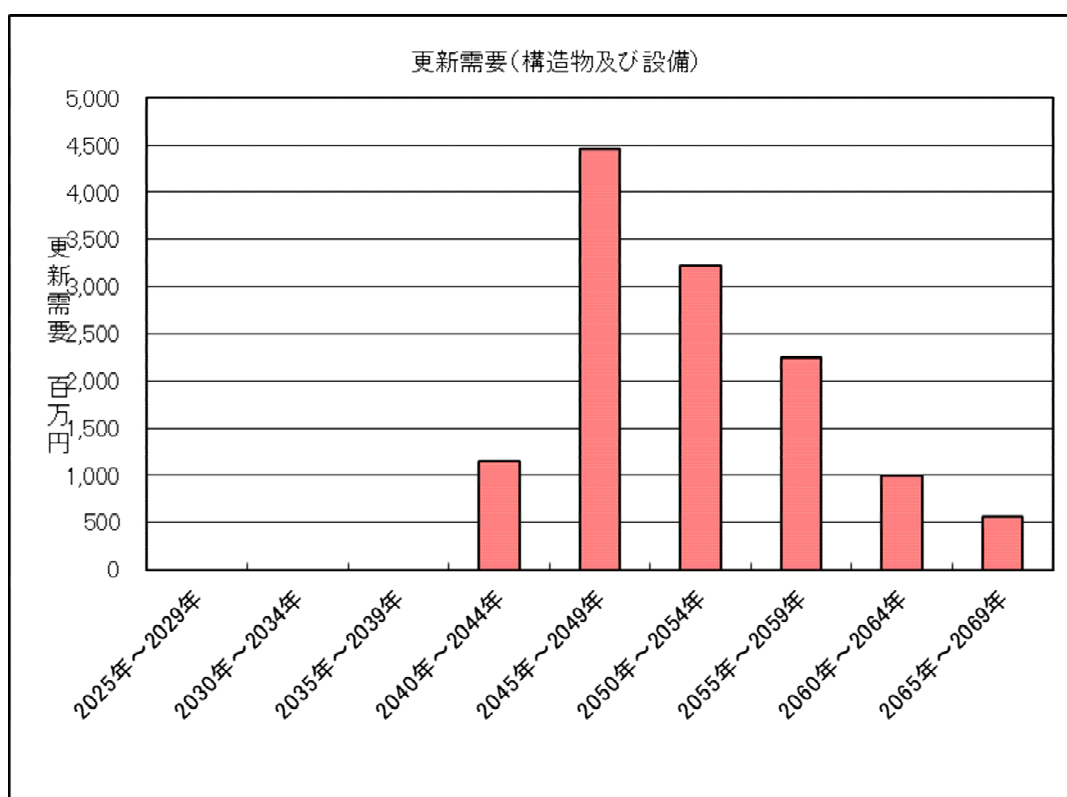
今後は、下水道使用料の改定に向けた検討を令和8年度より開始することを予定しており、流域下水道維持管理負担金の増額および経費回収率向上の必要性を踏まえ、経費回収率80%を目標水準として料金水準を見直す予定である。

改定後は一時的に使用料収入の増加が見込まれるが、長期的には有収水量の減少により収入の伸びは限定的となる可能性がある。そのため、料金改定のみならず、維持管理費の抑制および効率化による収支改善が重要となる。



(4) 施設の見通し（資産規模および更新需要）

本町の污水管渠施設の取得価格ベースの資産総額は、約 90 億円である。将来の改築更新費については、国土交通省公表の建設工事デフレーターを用いて取得価格を現在価値に補正した場合、概算で約 120 億円規模の更新需要が見込まれる。これは、取得当時と比較して建設単価が上昇していることによるものであり、将来的な財政負担の増大要因となる。本計画期間内に大規模更新が集中する状況ではないが、整備時期の偏在により、将来的に更新需要が特定の時期に集中する可能性がある。このため、計画期間外も見据えた長期的な更新投資の在り方を検討する必要がある。また、人口減少を踏まえた施設規模の最適化や、分散型下水道の活用可能性についても、持続可能な事業運営の観点から検討を進める。



法定耐用年数で更新した場合の更新需要

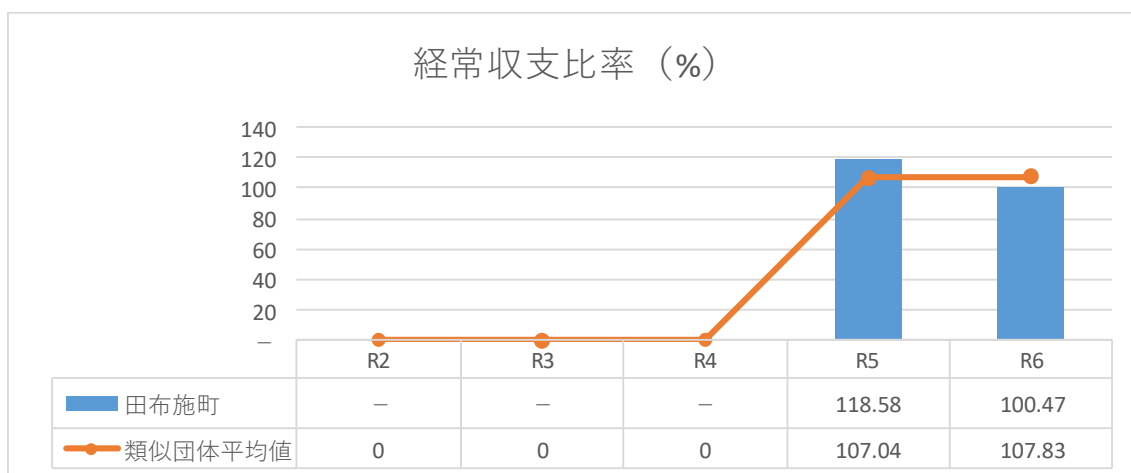
3. 現状の財務分析

(1) 経営比較分析表による分析

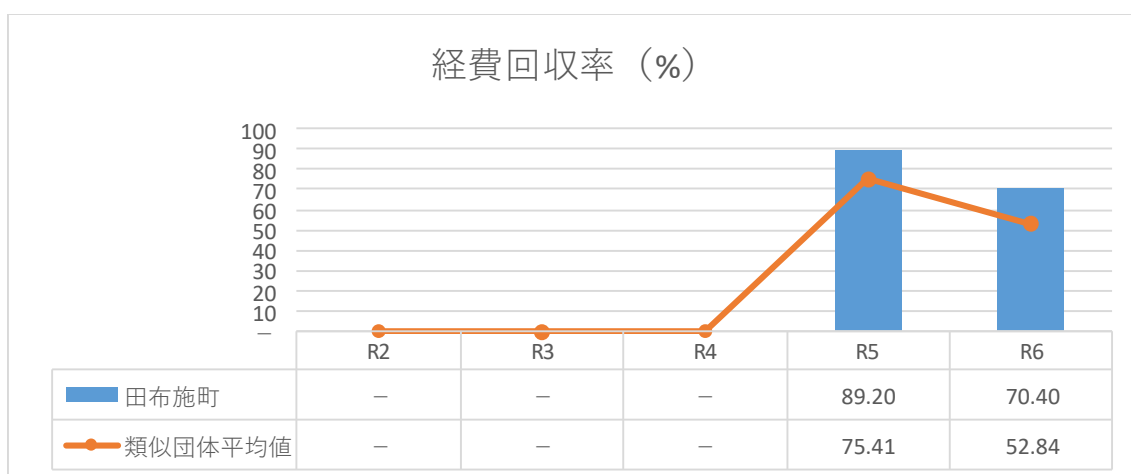
令和5年度から地方公営企業法を適用しているため、企業会計ベースでの経営指標の把握が可能となっている。経営比較分析表に基づき、経営の健全性、効率性、老朽化の状況について分析する。

ア 経営の健全性・効率性（指標別分析）

経常収支比率は、経常的な収益で経常的な費用をどの程度賄えているかを示す基本指標である。本町は法適用後間もないため年度データは限定的であるが、現状では単年度収支は概ね均衡圏内にある。しかしながら、流域下水道維持管理負担金の増額が令和8年度以降予定されていることから、現行料金水準のままでは比率の低下が見込まれる。今後は中期収支見通しに基づく継続的なモニタリングが必要である。

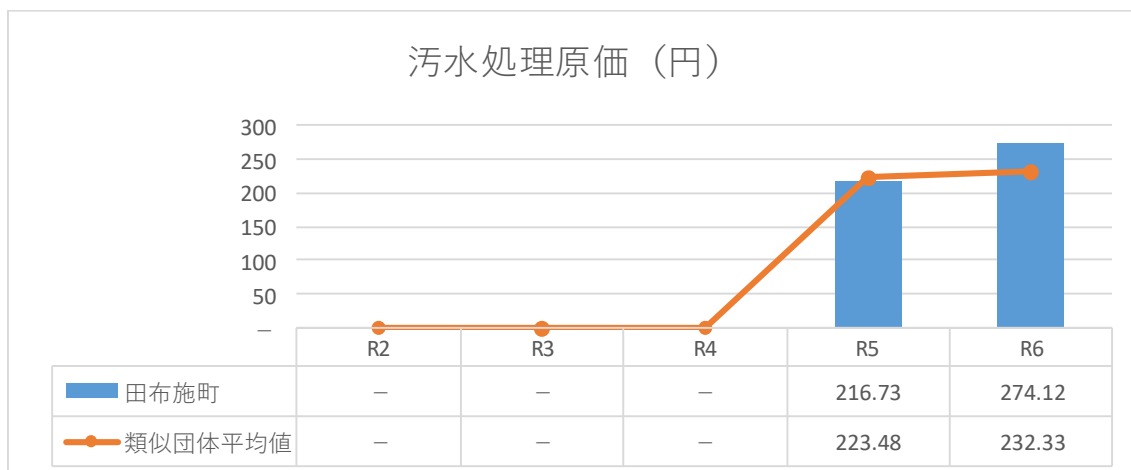


経費回収率は、使用料収入で汚水処理費をどの程度回収できているかを示す重要指標であり、独立採算性の評価に直結する。本町は高い水洗化率を背景に一定の回収率を確保しているが、有収水量が横ばいから減少傾向にある一方で、流域負担金および維持管理費が増加傾向にあるため、将来的な低下圧力が存在する。料金改定が平成21年度以降実施されていない点を踏まえると、費用構造との整合性を再検証する必要がある。

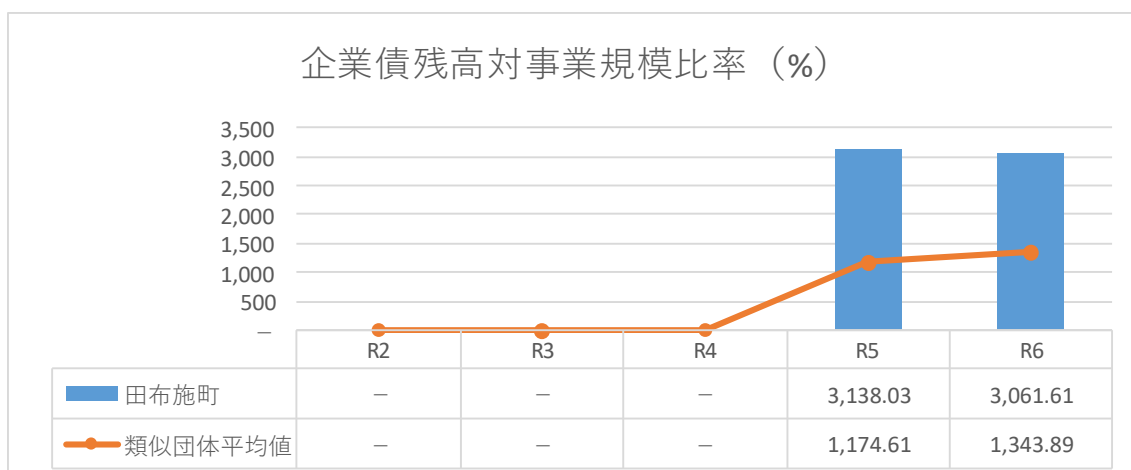


汚水処理原価は、有収水量 1 m³ 当たりの処理費用を示す指標であり、効率性評価の基礎

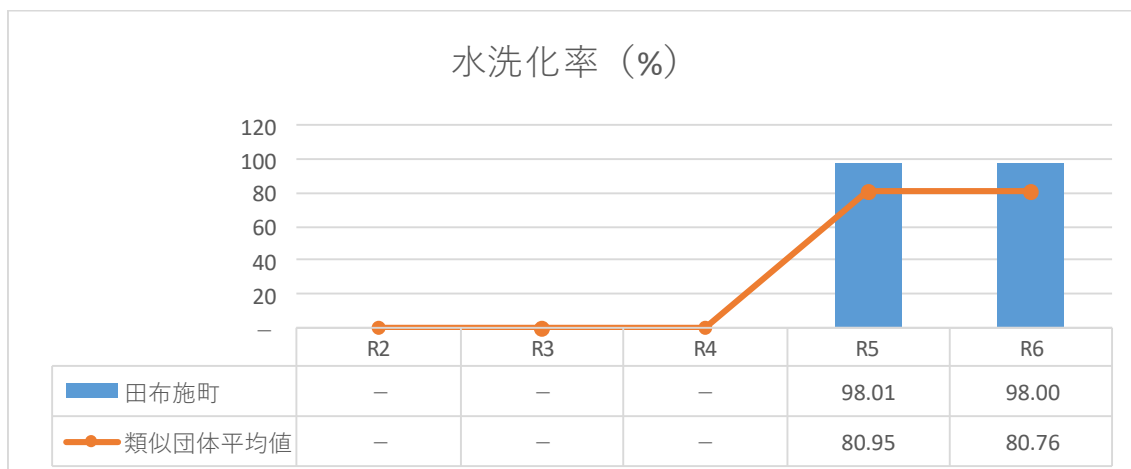
となる。本町は流域関連下水道であるため、原価の多くが流域下水道維持管理負担金に依存している。このため町単独でのコスト削減余地は限定的である。不明水の増加は処理量増加を通じて原価を押し上げる要因となることから、管路調査と浸入水対策の実施が原価抑制の重要施策となる。



企業債残高対事業規模比率は、事業規模に対する負債水準を示す指標である。整備期に発行した企業債の償還が進行しているため残高は縮減傾向にあるが、今後更新投資が本格化すれば再び上昇に転じる可能性がある。世代間負担の公平性を確保する観点から、起債活用の適正水準を維持する必要がある。



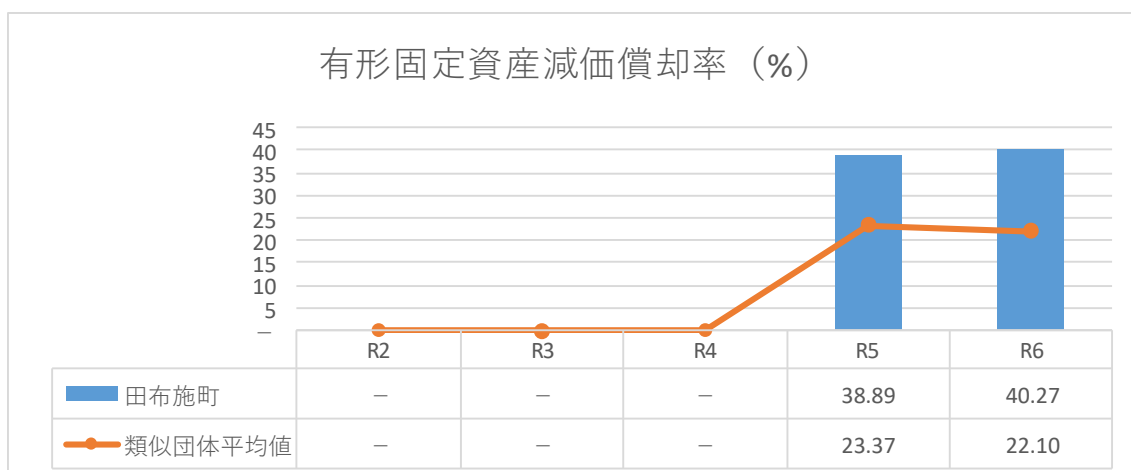
水洗化率は約 98%と高水準であり、接続促進は概ね達成段階にある。



有収率は、処理水量に対する有収水量の割合を示す指標で、不明水の影響を把握する上で重要である。令和 6 年度の本町の有収率は 95.15%であり、約 5%ほど不明水の影響が見られる。今後の費用抑制の観点からも、有収率の推移を注視する必要がある。

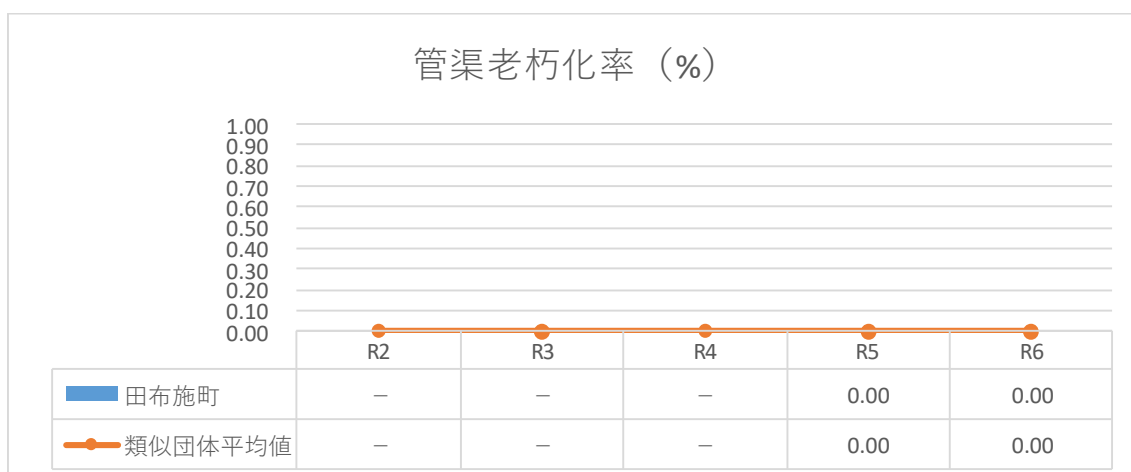
イ 老朽化の状況（指標別分析）

有形固定資産減価償却率は、資産の老朽化度合いを示す指標である。本町の下水道施設は供用開始から約 30 年が経過しているが、管路資産の法定耐用年数にはまだ達していない。ただし、初期整備区間が集中していることから、将来的には当該区間の老朽化進行が同時期に顕在化する可能性がある。

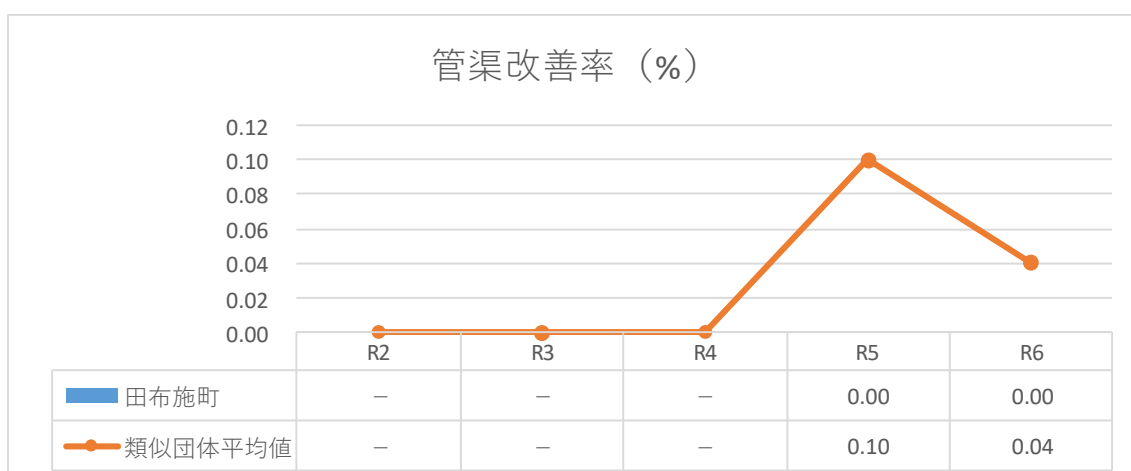


管渠老朽化率については、耐用年数超過延長の割合で評価されるが、現時点では高い水準には達していない。しかしながら、更新需要のピークを平準化するためには、事後保全型で

はなく予防保全型の維持管理へ移行することが望ましい。



管渠改善率は更新・更生の実施状況を示す指標である。本町では大規模更新期には至っていないが、ストックマネジメント計画が未策定であるため、今後は計画的改善率の設定が必要である。



(2) 類似自治体との比較

類似規模および同様に流域関連下水道を有する自治体との比較において、本町は水洗化率が高く、普及面では安定している。一方で、処理水量規模が比較的小さいため、固定費の影響を受けやすく、単位当たりコストが高止まりしやすい構造にある。

職員体制は少人数であり、外部委託の活用度が高い点が特徴である。これは効率化の側面を持つ一方、委託費上昇リスクを内包している。

料金水準については、改定から長期間が経過しているため、今後の費用増加局面においては見直し余地の検討が必要である。

第3章 投資・財政計画（収支計画）

1. 試算条件

本計画における投資・財政計画は、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とし、直近決算値および実績推移を基礎として推計を行った。推計にあたっては、行政人口の減少傾向、有収水量の横ばいから微減傾向、物価および維持管理単価の上昇、流域下水道維持管理負担金の段階的増額見込みを前提条件としている。

収益面では、使用料収入について過去実績の推移と人口動向を踏まえ、急激な増加は見込まず、概ね横ばいから微減のシナリオを基本ケースとして設定している。料金水準は現行体系を前提としつつ、必要に応じて見直しを行う余地を残した推計としている。

費用面では、流域下水道維持管理負担金について、令和8年度以降の単価引上げ計画を反映している。また、動力費及び修繕料については内閣府の公表している中長期の経済財政に関する試算（令和8年1月時点）を基に算出している。主要計数表の過去投影ケース、成長移行ケース、高成長実現ケースのうち、過去投影ケースの実質GDPの値を採用し、令和7年度時点の数値を基準に将来の上昇を予測している。人件費についても同様に令和7年度時点の人件費に過去投影ケースの賃金上昇率を加味して算出している。

2. 収益的収支の見通し

収益的収入は、主として下水道使用料および一般会計繰入金により構成される。使用料収入は、有収水量の推移見込みに基づき推計しており、計画期間中は大幅な増収は見込まず、緩やかな変動幅の範囲で推移する見通しとしている。

一方、収益的支出においては、流域下水道維持管理負担金の増額が最も大きな影響要因となる。既に示されている単価改定スケジュールを反映すると、計画初年度において支出が大幅に増加し、その後も定期的な見直しによる上昇が見込まれる。このため、維持管理費総額は過去実績より高い水準で推移する見通しである。

維持管理委託費については、マンホールポンプ施設の保守点検業務および関連業務の委託を継続する前提で推計している。人件費については現行体制を基本とし、大きな増減を見込まない設定としている。

減価償却費は既存資産台帳に基づき計上しており、更新投資の実施に伴い段階的に増加する見込みである。これにより、期間損益の構造は徐々に変化することが想定される。

収益的収支全体としては、計画期間中において費用増加圧力が収益伸び率を上回る局面が想定されることから、経費回収率および経常収支比率の動向を重点管理指標として位置付ける。

3. 資本的収支の見通し及び投資についての説明

資本的支出は、管路施設および関連設備の整備・更新に係る事業費を計上しているが、本町の污水事業については、いわゆる10年概成の考え方に基づく整備がおおむね完了段階にあり、今後の新規污水管路整備は、小規模な宅地開発等に伴う接続対応が中心となる見込みである。このため、計画期間中の污水事業に係る建設改良費は限定的な規模で推移する前提としている。

一方で、建設改良費の相当部分は雨水整備事業が占める構造となっている。雨水対策は浸水被害の軽減および防災機能強化の観点から継続的に実施する必要があるため、本計画においても下水道事業計画に基づき事業費を計上している。雨水整備事業は公共性が高いことから、国庫補助金の活用を前提とし、残額については起債を充当する財源構成としている。

污水施設の更新については、本計画において年度間の投資額平準化を目的とした配分調整は行っていないが、施設整備時期の偏りにより、将来的に更新需要が特定の時期に集中する可能性がある。これらの更新需要は本計画期間外に顕在化する見込みであるが、将来的な財政負担の増大を回避する観点から、計画的な更新投資の在り方について随時検討を進めていく。検討にあたっては、今後の人口減少および需要動向を踏まえ、既存施設の単純更新にとどまらず、施設規模の最適化や効率的な整備手法の導入についても併せて検討する。その際には、地域特性を踏まえた分散型下水道の活用についても選択肢の一つとして位置付け、持続可能な污水处理体系の構築を目指す。

また流域処理場においては、老朽化施設の更新や設備改築が計画的に進められており、老朽化比率の上昇を抑制し、適正な施設健全度を維持するための取組が実施されており、また耐震化についても同様に進められている。本町においても、県と協議・連携のうえ、必要な建設負担金を支出し、流域処理施設の更新・改築事業に参画している。

資本的収入については、污水事業に係る小規模整備分については起債等を財源として見込み、雨水整備事業については国庫補助金および起債を組み合わせた財源措置を前提としている。これにより、一般財源への過度な負担が生じないよう配慮した財源構成としている。

資本的収支不足額については、年度ごとの事業費規模に応じて変動するが、損益勘定留保資金等の補填財源での対応を基本とする。今後の更新需要の具体化に伴い、資本的収支計画については随時見直しを行う。

4. 財源に関する説明

財源の確保にあたっては、使用料収入による費用負担の適正化を基本とし、経費回収率の向上を中長期的な目標とする。本町の令和6年度の経費回収率は70.4%であり、污水处理費の一部を一般会計からの補助金により補填している状況にある。国においては、下水道事

業の経営健全化の観点から、経費回収率の向上を求めており、本町においても将来的には80%程度を目標水準として改善を図る方針である。しかしながら、令和8年度から下水道使用料の改定に向けた具体的な検討を開始する予定であるため、本投資・財政計画においては、経費回収率向上分を収支見通しに反映していない。計画期間中においては、引き続き他会計補助金により不足分を補填する前提としている。今後、料金改定の実施時期が確定した段階で、改定後の使用料水準および経費回収率の見通しを改めて精査し、投資・財政計画の見直しを行う予定である。

5. 総括

収益的収支および資本的収支の推計結果を統合した投資・財政計画では、計画期間全体を通じて資金収支の均衡を維持することを基本方針としている。流域下水道維持管理負担金の増額および更新投資の増加により、財政負担は中長期的に上昇する見込みであるが、投資の平準化、起債活用の適正化、繰入金の計画的確保により対応する。

財政運営にあたっては、単年度収支のみでなく、資金残高、企業債残高、減価償却費を含む長期コストを総合的に管理する。特に企業債残高水準については、将来世代への過度な負担転嫁とならないよう、更新投資規模との均衡を図る。

また、本計画は固定的に運用するものではなく、決算値との比較検証を毎年度実施し、乖離が生じた場合には速やかに見直しを行う。料金改定を実施する場合には、その効果を収支計画に反映させ、計画全体の再評価を行う。

以上の方針に基づき、投資と財政の両面から整合を図った中長期経営計画として本投資・財政計画を位置付ける。

投資・財政計画

(単位：千円、%)

区 分	年 度		前々年度	前年度	本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
			(決算)	(決算)											
収 益 的 収 入	1. 営 業 取 益 (A)		152,009	159,558	154,933	156,663	158,557	160,426	162,292	164,181	166,033	166,841	167,514	164,807	
	(1) 料 金 取 入		119,907	119,091	118,611	117,315	116,020	114,724	113,428	112,169	110,910	109,651	108,392	107,133	
	(2) 受 託 工 事 取 益 (B)														
	(3) そ の 他		32,102	40,467	36,322	39,348	42,537	45,702	48,864	52,012	55,123	57,190	59,122	57,674	
	2. 営 業 外 取 益		311,137	342,632	347,652	333,149	334,364	335,335	336,950	372,225	372,846	376,338	380,543	379,545	
	(1) 補 助 金		173,823	214,100	220,628	198,739	199,286	201,475	201,938	236,524	236,261	240,112	241,690	241,184	
	他 会 計 補 助 金		173,823	202,400	211,628	198,739	199,286	201,475	201,938	236,524	236,261	240,112	241,690	241,184	
	そ の 他 補 助 金			11,700	9,000										
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		137,264	128,529	127,021	134,407	135,075	133,857	135,009	135,698	136,582	136,223	138,850	138,358	
	(3) そ の 他		50	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
取 入 計 (C)		463,146	502,190	502,585	489,812	492,921	495,761	499,242	536,406	538,879	543,179	548,057	544,352		
支 出	1. 営 業 費 用		412,895	454,833	454,197	442,209	443,483	443,600	444,967	478,224	479,078	480,223	481,579	482,382	
	(1) 職 員 給 与		13,431	12,923	14,586	14,754	14,957	15,149	15,330	15,499	15,670	15,843	16,019	16,196	
	基 本 給 付 費		7,383	7,728	7,975	8,103	8,224	8,340	8,448	8,549	8,652	8,756	8,861	8,967	
	そ の 他		6,048	5,195	6,611	6,651	6,733	6,810	6,882	6,950	7,018	7,088	7,158	7,229	
	(2) 経 費		145,823	185,885	186,569	169,379	167,741	166,143	164,544	195,350	193,407	191,495	189,590	187,732	
	動 力 費		3,654	3,644	3,714	3,732	3,751	3,770	3,788	3,807	3,823	3,826	3,842	3,857	
	修 繕 費		8,727	16,742	2,139	2,149	2,160	2,171	2,182	2,193	2,202	2,204	2,213	2,221	
	材 料 費														
	そ の 他		133,442	165,499	180,717	163,497	161,831	160,203	158,573	189,350	187,383	185,465	183,535	181,653	
	(3) 減 価 償 却 費		253,641	256,025	253,041	258,076	260,784	262,308	265,093	267,375	270,000	272,885	275,971	278,454	
2. 営 業 外 費 用		48,089	45,681	48,388	47,504	47,942	48,891	49,738	50,760	51,631	53,082	54,416	54,689		
(1) 支 払 利 息		45,323	45,571	48,278	47,394	47,832	48,781	49,628	50,650	51,521	52,972	54,306	54,579		
(2) そ の 他		2,766	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110		
支 出 計 (D)		460,984	500,514	502,585	489,713	491,425	492,491	494,705	528,984	530,709	533,305	535,995	537,071		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		2,162	1,676	0	99	1,496	3,270	4,538	7,422	8,171	9,874	12,061	7,280		
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)															
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)		2,162	1,676	0	99	1,496	3,270	4,538	7,422	8,171	9,874	12,061	7,280		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (J)															
流 動 資 産 (J)		63,210	63,687	63,687	63,687	63,687	63,687	63,687	63,687	63,687	63,687	63,687	63,687		
うち 未 収 金		37,436	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500	36,500		
流 動 負 債 (K)		366,337	360,627	317,476	311,502	310,986	292,335	281,131	269,332	251,847	243,589	240,487	233,447		
うち 建 設 改 良 費 分		353,521	355,284	315,176	309,202	308,686	290,035	278,831	267,032	249,547	241,289	238,187	231,147		
うち 一 時 借 入 金															
うち 未 払 金		10,056	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300		
累 積 欠 損 金 比 率 ((I) / (A)-(B) × 100)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)															
営 業 取 益 - 受 託 工 事 取 益 (A)-(B) (M)		152,009	159,558	154,933	156,663	158,557	160,426	162,292	164,181	166,033	166,841	167,514	164,807		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (L) / (M) × 100															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 (N) / (P) × 100															

投資・財政計画

(単位：千円)

区 分		年 度		本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 見込											
資本的 収 入	1. 企業債	256,400	267,600	261,700	280,300	280,100	270,300	259,800	248,600	237,400	223,200	218,000	235,400	
	うち資本費平準化債	166,800	177,400	178,500	155,000	148,500	148,700	131,100	120,200	108,900	94,500	89,200	85,400	
	2. 他会計出資金													
	3. 他会計補助金	99,296	58,709	61,291	59,424	57,150	53,785	50,344	48,140	45,904	39,318	40,824	37,797	
	4. 他会計負担金													
	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	45,703	31,765	21,900	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	80,000
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	2,139	1,150	821	700	600	500	400	300	200	219	215	212	
	9. その他													
計 (A)	403,538	359,224	345,712	405,424	402,850	389,585	375,544	362,040	348,504	327,737	324,039	353,409		
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)														
純計 (A)-(B) (C)	403,538	359,224	345,712	405,424	402,850	389,585	375,544	362,040	348,504	327,737	324,039	353,409		
資本的 支 出	1. 建設改良費	156,150	147,544	121,438	220,307	226,646	216,666	223,728	223,400	223,557	223,715	228,842	263,969	
	うち職員給与費	19,389	12,698	13,104	13,314	13,514	13,703	13,881	14,048	14,216	14,387	14,559	14,734	
	2. 企業債償還金	375,821	353,520	354,421	315,176	309,192	308,750	289,379	277,827	265,851	248,102	239,826	236,856	
	3. 他会計長期借入返還金													
	4. 他会計への支出金													
5. その他														
計 (D)	531,971	501,064	475,859	535,483	535,838	525,416	513,107	501,227	489,408	471,817	468,668	500,825		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	128,433	141,840	130,147	130,059	132,988	135,831	137,563	139,187	140,904	144,080	144,629	147,416		
補填財源	1. 損益勘定留保資金	116,377	127,496	126,020	123,669	125,709	128,451	130,084	131,677	133,418	136,662	137,121	140,096	
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	12,056	14,344	4,127	6,390	7,279	7,380	7,479	7,510	7,486	7,418	7,508	7,320	
計 (F)	128,433	141,840	130,147	130,059	132,988	135,831	137,563	139,187	140,904	144,080	144,629	147,416		
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	4,148,353	4,070,132	3,977,411	3,942,535	3,913,443	3,874,993	3,845,414	3,816,187	3,787,736	3,762,834	3,741,008	3,739,552		

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度		本年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
		前々年度 (決算)	前年度 〔決算〕 見込										
収益的 収 支	分	173,823	202,400	211,628	198,739	199,286	201,475	201,938	236,524	236,261	240,112	241,690	241,184
	うち基準内繰入金	129,919	100,489	101,135	107,046	112,979	119,737	118,580	131,095	132,855	139,129	142,031	145,031
	うち基準外繰入金	43,904	101,911	110,493	91,693	86,307	81,738	83,358	105,429	103,406	100,983	99,659	96,153
資本的 収 支	分	99,296	58,709	61,291	59,424	57,150	53,785	50,344	48,140	45,904	39,318	40,824	37,797
	うち基準内繰入金	53,004	54,662	54,648	49,424	44,150	42,285	37,344	30,640	27,904	19,818	18,824	17,797
	うち基準外繰入金	46,292	4,047	6,643	10,000	13,000	11,500	13,000	17,500	18,000	19,500	22,000	20,000
合 計	273,119	261,109	272,919	258,163	256,436	255,260	252,282	284,664	282,165	279,430	282,514	278,981	

原価計算表

供用開始年月日 平成 8 年 11 月 1 日
 処理区域内人口 6,890人 (令和7年3月)
 計算期間 自 令和 8 年 4 月
 至 令和 18 年 3 月
 (10年間)

収入の部

項 目	金 額			
	最近 1 箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
	千円	千円	千円	千円
使 用 料 (X)	119,907	112,835		112,835
受 託 工 事 収 益				0
そ の 他	343,239	406,285		406,285
合 計	463,146	519,120	0	519,120

支出の部

項 目	金 額				
	最近 1 箇年 間の実績	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)	
	千円	千円	千円	千円	
管 渠 費 費	人 給 料			0	
	件 諸 手 当			0	
	費 福 利 費			0	
	修 繕 費	8,727	2,183		2,183
	そ の 他	26,725	24,462	5,095	19,367
小 計	35,452	33,164	5,095	28,069	
人 給 料	件 諸 手 当	8,261	8,488		8,488
	費 福 利 費	3,165	3,329		3,329
	流域下水道管理運営費負担金	2,005	2,340		2,340
	小 計	113,137	149,260		149,260
小 計	126,568	163,417	0	163,417	
資 支 払 利 息	45,323	50,594		50,594	
本 減 価 償 却 費	253,641	266,399	44,268	222,131	
費 企 業 債 取 扱 諸 費				0	
小 計	298,964	316,993	44,268	272,725	
合 計 (Y)	460,984	513,574	49,363	464,211	

資 産 維 持 費 (Z)	64,919
使用料対象経費 (Y) + (Z)	529,130

$$(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = \text{ } 0.21$$

<使用料水準についての説明>

算定期間については、次回の計画改定予定までの10年間を設定している。

公費負担分は、雨水処理にかかる負担金のみを計上している。他会計からの繰入金を含んでいない。

現状の使用料収入の水準では、対象経費を賄うことができていない現状である。今後は、下水道使用料の改定に向けた検討を令和8年度より開始することを予定しており、流域下水道維持管理負担金の増額および経費回収率向上の必要性を踏まえ、経費回収率80%を目標水準として料金水準を見直す予定である。

改定後は一時的に使用料収入の増加が見込まれるが、長期的には有収水量の減少により収入の伸びは限定的となる可能性がある。そのため、料金改定のみならず、維持管理費の抑制および効率化による収支改善が重要となる。

- 1 投資・財政計画計上額 (A) 欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 2 起債償還額が減価償却額を超えるときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 3 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化 (耐震化等) 等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用 (増大分に係るもの) を、適正かつ効率的、効果的な中長期的改築 (更新) 計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費 (Z) 欄は、「下水道使用料算定の基本的考え方 (2016年度版)」 (公益社団法人日本下水道協会) を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。

第4章 経営の基本方針と経営健全化への取り組み

1. 経営方針

本町の公共下水道事業は、住民の生活環境の改善および公共用水域の水質保全を目的とする基幹的な生活インフラであり、将来にわたり安定的かつ継続的にサービスを提供することが最も重要な使命である。今後の経営にあたっては、人口減少、使用水量の伸び悩み、物価およびエネルギー価格の上昇、流域下水道維持管理負担金の段階的増額といった環境変化を前提とし、従来の整備拡大型の事業運営から、維持管理・更新重視型の経営へと軸足を移す必要がある。

本事業は流域関連公共下水道であり、終末処理を県の流域下水道に依存している。このため、処理コストの相当部分が流域負担金として固定的に発生する構造を有しており、町単独の経営努力による費用削減には一定の限界がある。この構造的特性を踏まえ、収益と費用の両面からバランスの取れた経営を行うことを基本方針とする。

経営の基本方針としては、第一に、施設機能の維持と事故防止を最優先とした計画的維持管理の徹底を図る。第二に、更新投資の平準化と長寿命化対策を進め、中長期的な財政負担の集中を回避する。第三に、需要減少下でも持続可能な収支構造を確立するため、料金水準の定期的検証と財源構成の適正化を行う。第四に、限られた人員体制の中で効率的な運営を実現するため、民間委託や広域連携の活用を推進する。

また、地方公営企業法適用後の企業会計情報を積極的に活用し、経営指標に基づく客観的な評価と改善を継続する。単年度収支だけでなく、減価償却費を含めた中長期的なコスト把握を行い、世代間負担の公平性を意識した経営判断を行う。

2. 経営健全化への取り組み

経営健全化に向けた取り組みは、収益確保、費用抑制、資産管理の適正化、運営体制の効率化の各側面から体系的に進める。

収益確保の観点では、使用料収入が事業運営の基幹財源であることを踏まえ、料金体系および料金水準の妥当性を定期的に検証する。料金改定は平成21年度以降実施していないため、今後の流域負担金増額および維持管理費上昇を織り込んだ収支見通しを踏まえ、令和8年度より段階的な見直しを検討する。併せて、水洗化率は既に高水準に達しているものの、未接続世帯に対する接続促進の働きかけを継続し、使用料基盤の維持を図る。

費用抑制の面では、維持管理業務の効率化を進める。マンホールポンプの維持管理は既に民間委託を導入しており、今後も委託範囲、発注方法、契約期間の適正化を通じてコストと品質の最適化を図る。使用料徴収業務については柳井地域広域水道企業団への委託を継続し、事務の効率化と徴収率の維持を図る。委託費については物価上昇の影響を受けやすいた

め、複数年契約や業務統合による効率化の可能性も検討する。

流域下水道維持管理負担金については、単価改定が計画されていることから、事前に財政影響を把握し、収支見通しへ適切に反映させる。不明水の増加は処理量増加を通じて負担金増加につながるため、管路調査、テレビカメラ調査、漏水・浸入水対策等を計画的に実施し、有収率の改善を図る。

資産管理の適正化においては、今後の更新需要増加に備え、ストックマネジメントの考え方を導入する。現時点では計画が未策定であるが、施設の重要度、劣化度、事故時影響度を踏まえた優先順位付けを行い、予防保全型の維持管理へ移行する。これにより、突発的な大規模更新の発生を抑制し、投資額の平準化を図る。

耐震対策については、重要施設に接続する管路の耐震化は既に実施済みであるが、防災計画との整合を図りながら必要に応じて再評価を行う。災害時においても最低限の機能を確保できる体制整備を継続する。

運営体制の効率化では、現在の少人数体制を前提とした業務の標準化とマニュアル化を進め、属人化リスクの低減を図る。技術知識の継承を目的とした記録整備、外部研修の活用、広域的な技術連携の検討を進める。また、近隣自治体との情報共有や共同発注の可能性についても検討し、スケールメリットの活用を図る。

経営管理面では、毎年度の決算値および経営指標を用いた進捗管理を実施し、計画値との乖離を検証する。特に経費回収率、汚水処理原価、企業債残高水準については重点管理指標として位置付け、悪化傾向が見られる場合には早期に対策を講じる。

以上の取り組みを総合的に実施することで、需要減少および費用増加という構造的課題に対応し、持続可能な下水道経営の実現を目指す。

第5章 経営戦略の事後検証・改定

1. 事後検証

本経営戦略は、計画期間を令和8年度から令和17年度までの10年間とする中長期計画であるが、社会経済情勢、人口動向、制度改正、物価変動、流域下水道維持管理負担金単価の改定など、外部条件の変化によって前提条件が変動する可能性がある。このため、計画策定時点の推計値を固定的に運用するのではなく、定期的な事後検証を実施し、必要に応じて見直しを行うことを基本とする。

事後検証は、毎年度の決算確定後に実施し、投資額、維持管理費、使用料収入、有収水量、経費回収率、企業債残高等について、計画値と実績値の比較を行う。特に収益的収支に影響を与える流域下水道維持管理負担金、委託費、動力費の動向については重点的に確認する。乖離が一定程度以上となった場合には、その要因を分析し、翌年度以降の見直しへ反映させる。

また、人口および有収水量の動向は、使用料収入の基礎となる重要指標であることから、毎年度の推移を把握し、需要予測の妥当性を検証する。人口減少が想定よりも早く進行した場合や、大口需要者の動向に変化があった場合には、収支見直しを速やかに再計算する。施設更新および維持管理の実施状況についても検証対象とする。更新投資の実施時期が計画から前後した場合には、資本的収支および企業債発行計画への影響を整理し、中期財政見直しの修正を行う。

検証結果は内部管理資料として整理するとともに、議会および関係部署と共有し、経営の透明性を確保する。必要に応じて公表資料として取りまとめ、住民への説明責任を果たす。

2. 経営戦略の改定

本経営戦略は10年間の計画であるが、毎年度の進捗管理（モニタリング）と少なくとも5年に1回の頻度での見直し（ローリング）を行う予定とする。また前提条件に大きな変化が生じた場合には、随時計画の改定を行う。改定の判断基準としては、流域下水道維持管理負担金の単価改定が想定を大きく上回った場合、大規模な施設更新が前倒しで必要となった場合、料金改定を実施した場合、制度改正により会計処理や財源構造が変更となった場合等を想定する。見直しにあたっては、最新の決算値、最新の人口推計、有収水量実績、施設点検結果を反映させるとともに、投資・財政計画を再試算する。

特に料金水準の見直しを行う場合には、その影響を収益的収支および資金収支の両面から検証し、改定後の経費回収率および資金残高の見直しを明示する。段階的改定を行う場合には、複数年の改定ロードマップとして整理する。経営戦略の改定により、計画と実態の乖離を是正し、常に実効性の高い経営指針として機能させることを目指す。

直近では令和8年度から下水道使用料の改定検討を予定しており、料金水準の見直しにあたっては、流域下水道維持管理負担金の増額見込みや今後の維持管理費の動向を踏まえつつ、経費回収率80%を目標水準として設定する考えである。改定後の経費回収率については、投資・財政計画に基づく収支見通しの中で検証し、段階的な改善を図る。

なお、料金改定にあたっては、住民負担への影響にも十分配慮し、経営効率化の取り組みと併せて総合的に検討するものとする。

項目	具体的な内容	ロードマップ									
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
経営戦略 改定		改定									
接続率の 向上	接続率向上や 広報啓発活動	→									
経費回収率 の向上	収入：使用料の 改定	改定 検討	料金 改定	効果 検証	効果 検証	改定 検討	改定 検討	料金 改定	効果 検証	効果 検証	改定 検討
	支出：料金徴収 一元化	→									
	経費回収率					80% 達成					

第6章 用語集

本経営戦略において使用する主な用語の定義を次のとおり整理する。

有収水量

下水道使用料の算定対象となる水量をいう。使用者から料金を徴収できる対象水量であり、収益の基礎となる指標である。

処理水量

処理場において実際に処理された汚水量をいう。有収水量に加え、不明水や浸入水を含む場合がある。

水洗化率

処理区域内人口のうち、水洗便所を設置し下水道に接続している人口の割合をいう。

経費回収率

使用料収入で汚水処理費をどの程度回収できているかを示す指標であり、使用料収入を汚水処理費で除して算出される。

汚水処理原価

有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理費をいう。維持管理費および資本費を含めて算出される。

流域下水道維持管理負担金

流域下水道の終末処理場を管理する事業主体に対して、関連公共下水道事業者が負担する維持管理費相当額をいう。処理水量等に基づき算定される。

企業債

下水道施設の整備および更新に要する資金を調達するために発行する起債をいう。元利償還は将来年度にわたって行われる。

減価償却費

固定資産の取得価額を耐用年数にわたって費用配分した額をいう。資金支出を伴わない費用であるが、資産価値の減少を示す会計上の費用である。

ストックマネジメント

施設の状態評価に基づき、長寿命化および更新投資の平準化を図るための計画的な資産管理手法をいう。

田布施町下水道事業経営戦略

平成 28 年 3 月策定

令和 8 年 3 月改定

田布施町役場建設課下水道管理係

〒742-1592

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施 3440 番地 1

TEL : (0820) 52-5817

FAX : (0820) 52-5968

E-mail : gesui@town.tabuse.yamaguchi.jp